平成２１年（フ）第４２１０号
札幌市東区北23条東１丁目５番15号、住民票上の住所北海道稚内市宝来３丁目６番５号
債務者　本間　尚彦
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２１１号
札幌市東区北23条東１丁目５番15号、住民票上の住所北海道稚内市宝来３丁目６番５号
債務者　本間　友子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２３５号
札幌市北区新琴似11条11丁目１番９号
債務者　小松　幸江
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２６７号
札幌市東区北40条東19丁目４番17号　山川マンション５号
債務者　佐藤　伸一
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２６８号
札幌市東区北40条東19丁目４番17号　山川マンション５号
債務者　佐藤　　隆
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２７０号
北海道北広島市白樺町２丁目３番地　Ｆ５－４
債務者　古川　君子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２８９号
札幌市東区北31条東18丁目７番３―301号
債務者　田中　　裕
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３０２号
札幌市豊平区月寒東２条４丁目２番18―105号
債務者　森浦　貴志
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３２１号
札幌市白石区南郷通４丁目北２番10号　ニューハイツＥ―101号
債務者　中村　朋之
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３２４号
札幌市中央区北２条西24丁目２番26―302号
債務者　松田真由美（旧姓矢後）
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３３０号
札幌市北区北18条西４丁目１番１―804号
債務者　小林ゆかり
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３６８号
札幌市東区北28条東12丁目２番３号　アドバンス28―103号
債務者　妻神　明士
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３７２号
札幌市厚別区もみじ台東１丁目２番10―203号
債務者　橋本　保子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３７５号
札幌市南区石山１条２丁目14番15―103号
債務者　堀　　博徳
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３８４号
札幌市中央区伏見４丁目５番５―204号
債務者　齋藤　将志
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３８５号
札幌市中央区伏見４丁目５番５―204号
債務者　齋藤ふみ子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３８９号
札幌市北区新琴似９条６丁目１番３号
債務者　山下　誠二
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部